

● 支店・営業所を新設した場合の追加供託の証明書について（愛知県知事免許の場合）

追加供託の方法	追加供託の証明書	届出の方法
法務局（供託所）へ営業保証金を追加供託した場合 （1支店・営業所当たり500万円）	(i) 営業保証金供託済届出書（様式第7号の6） (ii) 供託書（法務局より交付される証明書）の写し（要原本証明）	「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（様式第3号の4）」に添えて、届出て下さい。
加入している宅地建物取引業保証協会へ弁済業務保証金分担金を追加納付した場合 （1支店・営業所当たり30万円）	弁済業務保証金供託届出書（宅地建物取引業保証協会より交付される証明書）	

# 営業保証金供託届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 商号又は名称

郵便番号 ( - )

主たる事務所の所在地

氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

ファクシミリ番号 ( ) -

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

\* 受付番号

\* 受付年月日

届出時の免許証番号 ( )

供託の原因 <input type="checkbox"/>	1. 新規免許の取得 (法第 25 条)		2. 事務所の新設 (法第 26 条)	
	3. 不足額の発生 (法第 28 条)		4. 保管替え等 (法第 29 条)	
5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失 (法第 64 条の 15)		6. 変換 (差し替え)		
供託番号		供託年月日		供託所
年度	1. 金 2. 証 3. 国 第	号	年 月 日	法務局 支局 出張所
金 銭 の 場 合 の 供 託 額 ( 円 )				
有 価 証 券 の 場 合 の 供 託 額				額面 円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額 (円)				
振替国債の場合の供託額 (円)				
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号		供託年月日	
	年度	1. 金 2. 証 3. 国 第	号	年 月 日
	年度	1. 金 2. 証 3. 国 第	号	年 月 日
今回の供託に係る事務所に 関する事項	名 称		所 在 地	

確認欄

\*

備考

- ① 届出者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。  
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)イに従うこと。

(記入例) ア 

0	0
---	---

 (5) 

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

イ 

9	9
---	---

 ( ) 

5	0
---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「供託の原因」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 「供託番号」の欄は、右詰めで、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入すること。

(記入例) 

R	1	年度	1. 金	②. 証	3. 国	第	5	0	0	号
---	---	----	------	------	------	---	---	---	---	---

  
[令和元年度 証 第500号の場合]

H	平成	R	令和
---	----	---	----

- ⑤ 「金銭の場合の供託額」の欄は、右詰めで記入すること。

(記入例) 

5	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

 [金銭500万円の場合]

- ⑥ 「有価証券の場合の供託額」の欄は、振替国債を除いた有価証券の供託額の額面金額を記入すること。

(記入例) 

額	面	5,000,000円
---	---	------------

 [地方債証券500万円の場合]

- ⑦ 「有価証券の場合の営業保証金に充当される額」の欄は、その有価証券を営業保証金に充てることができる金額を記入すること。

(記入例) 

4	5	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

 [地方債証券500万円の場合]

- ⑧ 有価証券のうち振替国債を供託する場合は、「振替国債の場合の供託額」の欄に、その金額を記入すること。

- ⑨ 「今回の供託に係る事務所に関する事項」の欄は、供託の原因が不足額の発生である場合には記入しないこと。